

環境省と株式会社地域経済活性化支援機構との包括的連携協定の締結について

平成 29 年 2 月 14 日（火）

環境省自然環境局国立公園課

（代表 03-3581-3351）

（直通 03-5521-8277）

課 長 岡本光之（内 6440）

課長補佐 河野通治（内 6650）

専 門 官 笹渕紘平（内 6693）

株式会社地域経済活性化支援機構

（直通 03-6266-0304）

企画調整室 大崎・森川・中山

環境省と株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）は、国立公園の豊かな自然を活かした地域経済の活性化を推進するため、包括的連携協定を締結しましたのでお知らせします。

1. 趣旨・目的

環境省では、国立公園の優れた自然景観を保護するとともに、地域の重要な観光資源として利用を促進してきました。さらに、「国立公園満喫プロジェクト」として国立公園に多くの訪日外国人を惹きつけるための様々な取組を、民間活力の導入も図りながら展開しています。

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）は、事業再生の支援やファンドの活用などにより地域経済の活性化を図ることを目的として法律に基づき設立されました。

この度、国立公園という優れた観光資源を活かした地域経済の活性化を両者の連携・協力により進めていくため、包括的連携協定を締結します。

2. 当面の連携・協力事項

- ① 国立公園の優れた自然を活かした地域経済の活性化
- ② 官民連携による来訪者のニーズに対応した先導的な滞在環境の提供
- ③ その他国立公園満喫プロジェクトの推進に関する事項

【添付資料】 環境省及び株式会社地域経済活性化支援機構の包括的連携協定

環境省及び株式会社地域経済活性化支援機構の包括的連携協定

我が国が誇る自然の風景地である国立公園は、優れた自然景観を保護するとともに国際的な観光振興を推進することにその端を発している。平成28年3月に政府が策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」を受け、環境省では「国立公園満喫プロジェクト」として、国立公園への訪日外国人旅行者数を2020年までに現在の倍以上の1,000万人に増やすという目標を掲げ、民間活力の積極的な導入を図りながら、外国人旅行者により一層充実した体験を提供する国立公園づくりを推進している。

国立公園は我が国一級の自然環境を擁し、古くから著名な観光地としても親しまれてきた一方で、近年の観光需要の変化への対応が遅れ、地元観光事業者の衰退が著しい地域もある。そうした地域では、本来は優れた観光資源としての我が国一級の自然環境を有しながら、荒廃した人工物がその価値を減じていることや、地元観光事業者が過大な債務を抱えていること等が地域経済の活性化、事業の再生の妨げとなっている。

株式会社地域経済活性化支援機構は、法律に基づき地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、地域経済活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的として設立された株式会社であり、これまでもこうした地域の課題解決に取り組んできた。

こうした状況を踏まえ、環境省（以下、「甲」という）と株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が互いに連携及び協力し、国立公園の豊かな自然を活かした地域経済活性化の取組を実行に移していくことを目的とする。

（基本原則）

第2条 豊かな自然環境が地域の優れた観光資源であることを互いに認識し、その価値を高めるよう十分に配慮し、活用していく。

2 自然環境を活かした地域経済の活性化という共通の目的に向けて幅広い情報交換と忌憚のない意見交換を行い、互いの有する権限・機能の活用を検討することにより、地域経済活性化のモデルを作り上げるための必要な取組を連携して行う。

(連携・協力事項)

第3条 甲及び乙は基本原則に則り、以下の事項について連携することにより、国立公園の豊かな自然を生かした地域経済活性化のための取組の迅速な実現を図る。

- (1) 国立公園の優れた自然を活かした地域経済の活性化
- (2) 官民連携による来訪者のニーズに対応した先導的な滞在環境の提供
- (3) その他国立公園満喫プロジェクトの推進に関する事項

2 本協定に基づく取組を円滑に実施していくため、情報交換及び意見交換を行う。
また、必要に応じて地域の関係者との意見交換の場を設け、国立公園に関するより具体的な調整を行う。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は本協定の締結日から国立公園満喫プロジェクトの目標年度である平成32年度末までとする。ただし、本協定の有効期間が終了する前に双方の合意により更新をすることは妨げない。

(補則)

第5条 本協定に定めるもののほか、連携協力事業に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

2 本協定に定める状況に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議してその解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を所持するものとする。

平成29年2月14日

甲 環境省
環境大臣 山本 公一 (署名)

乙 株式会社地域経済活性化支援機構
代表取締役社長 今井 信義 (署名)